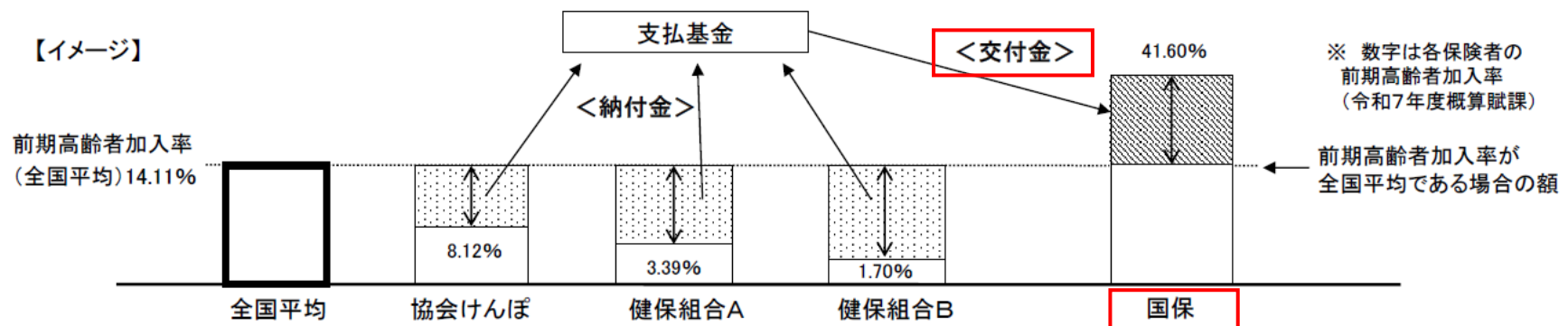


前期高齢者交付金に係る国のシステム設定誤り等への対応方針について

国のシステム改修漏れによる前期高齢者交付金の算定誤りにより、令和8年度前期高齢者交付金が国保事業費納付金算定時の見込額を約43億円下回ることとなるため、今後収支の動向を注視しつつ情報収集を行っていく。

1 前期高齢者交付金とは

- 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の医療費の不均衡を調整する仕組みであり、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付し、加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付される。



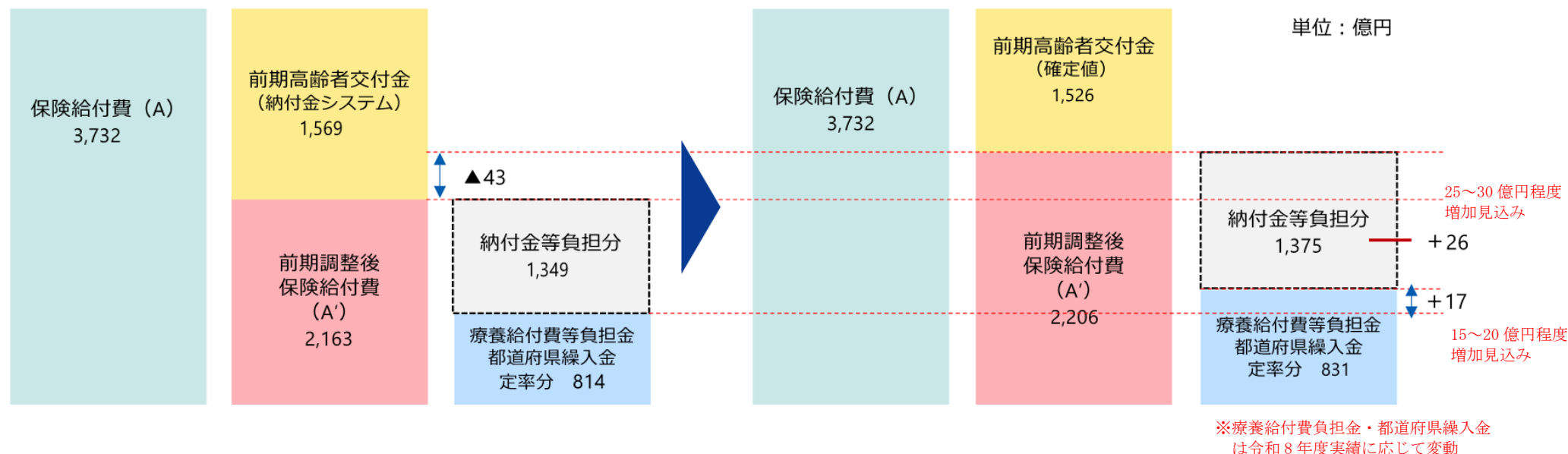
2 前期高齢者交付金算定誤りの経緯

- 都道府県が事業費納付金の算定に使用している国保中央会開発のシステムに改修漏れがあった。その結果、誤った前期高齢者交付金の見込み額を基にして令和8年度の事業費納付金が算定されてしまった。
- 具体的には、前期高齢者交付金の算定に用いる調整対象給付費の算定方法について、令和5年法改正により、「単年」から「3か年平均」の実績を用いる算定方法に変更されたものの、対応するシステム改修が行われていなかった。

※交付金は当該年度の給付見込みに基づき概算で支払い、2年後に実績に基づく精算を行う仕組みとなっているが、概算分はシステム改修されたものの、精算分は未改修であったため、法改正後初めてとなる令和6年度分の精算にて初めて影響が発生した。

3 前期高齢者交付金算定誤りによる県への影響

- 前期高齢者交付金額が算定時よりも少なくなることで前期調整後保険給付費（A'）が増加し、定率部分である療養給付費等負担金、都道府県繰入金及び納付金等負担分（市町村負担分）が増加する。
- 本県の前期高齢者交付額は、誤ったシステムによる算定では約 1,569 億円とされたが、令和 8 年 4 月に通知された社会保険診療報酬支払基金の決定通知書記載額は約 1,526 億円であり、当初の見込み額を約 43 億円下回ることとなったため。
- 国からは、財源不足が生じる場合、各都道府県が管理する財政安定化基金の取り崩しにより対応するよう説明会にて指示があった。



4 財政安定化基金について

- 基金残高 (R8.3.31)：約 214 億円

(内訳) ① 本体基金分 (国費)：約 102 億円

保険給付費が予想以上に増加し財源不足が生じた場合、当該不足分を取り崩すことが可能。ただし、原則 3 年間で積み戻す必要あり。

- ② 財政調整事業分：約 112 億円

都道府県の国保特会において生じた決算剰余金を財政調整事業分として積み立て、以下の場合に取り崩して活用することが可能。

- ・ 都道府県または市町村の 1 人あたり納付金額が前年度の額を上回る場合
- ・ 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合
- ・ その他安定的な財政運営の確保のために必要な場合

5 国の動向

- ① 不足分は各都道府県が財政安定化基金を取り崩して対応するよう指示（本体基金分と財政調整事業分のどちらから取り崩すかは問わない）
- ② 一時的な資金不足が生じないよう、国庫支出金を前倒しして交付（療養給付費等負担金及び普通調整交付金）
- ③ 各都道府県における基金等の財政状況等を踏まえ、各都道府県からの個別の相談に応じて追加的な対応策を検討

↳ 厚労省が令和 8 年 7 月 23 日に開催した都道府県向け全国説明会において、特別調整交付金による財政支援を検討している旨の説明があった。